

## 高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 山梨県教育委員会は、高等学校における芸術文化活動を通じて、創造的な人間形成を図ることを目的として、山梨県高等学校文化連盟が実施する事業に対し、補助金を交付するものとする。補助金の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、山梨県高等学校文化連盟が実施する次の事業とする。

- 1 全国高等学校総合文化祭派遣事業
- 2 山梨県高等学校芸術文化祭開催事業
- 3 オーケストラ強化育成事業

### (補助対象経費)

第3条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助金の交付対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、山梨県高等学校文化連盟（以下「文化連盟」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の具体的な交付基準等については、別記によるものとする。

### (申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする文化連盟は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業ごとに、別に通知する期日までに教育長に提出しなければならない。

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書（第3号様式）

### (交付決定の通知)

第5条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、文化連盟に交付決定通知書（第4号様式）を送付するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第6条 文化連盟は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。

(補助金交付の方法)

第7条 補助金交付の方法は、精算払とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、文化連盟は概算払請求書(第5号様式)を提出することにより、概算払を受けることができる。

(変更承認)

第8条 文化連盟は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、計画変更承認申請書(第6号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、補助金額に変更を生じないで、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更の場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項による計画変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、計画変更を行う場合は、文化連盟に変更交付決定通知書(第7号様式)を送付するものとする。

(実績報告)

第9条 文化連盟は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 1 事業実施報告書(第9号様式)
- 2 収支決算書(第10号様式)
- 3 その他教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 教育長は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文化連盟に通知(第11号様式)するものとする。

( 交付決定の取消等 )

第 1 1 条 教育長は、次の各号に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

( 1 ) 文化連盟がこの要綱に違反した場合

( 2 ) 文化連盟が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合

( 3 ) 文化連盟が補助金の受領に関して不正な行為をした場合

( 証拠書類の保存 )

第 1 2 条 文化連盟は、補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書等の証拠書類を事業完了の日の属する会計年度の翌年度会計年度の初日から起算して 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別記)

補助の対象となる経費

1 全国高等学校総合文化祭派遣事業

補助対象経費	補助対象経費の範囲
1 生徒・役員派遣費	往復旅費 学校と総合文化祭会場間の往復旅費 宿泊料 総合文化祭の宿泊要項等で定められた1泊2食付宿泊料金(消費税を含む。) 昼食弁当代 総合文化祭の宿泊要項等で定められた昼食代金(消費税を含む。) 保険料 総合文化祭への派遣期間を期間とする保険料
2 作品・楽器等輸送費	総合文化祭において展示する作品及び演奏に使用する楽器等の運送費
3 印刷製本費	総合文化祭の報告版写真ニュース及び大会報告文集の制作に要する経費
4 事務通信費	全国総合文化祭へ生徒を派遣するための連絡等に要する事務費及び通信費

## 2 山梨県高等学校芸術文化祭開催事業

補助対象経費	補助対象経費の範囲
1 報償費	芸術文化祭参加者に対する記念品、入賞者に対する表彰に要する経費 審査員等に対する謝礼
2 消耗品費	看板制作、事務用品等に要する経費
3 印刷製本費	プログラム、ポスター等の制作に要する経費
4 役務費	楽器輸送、ピアノ調律、生徒の障害保険等に要する経費
5 委託料	舞台設定等に要する経費
6 使用料及び賃借料	会場・楽器等の使用に要する経費

## 3 オーケストラ強化育成事業

補助対象経費	補助対象経費の範囲
1 報償費	オーケストラ指導講師等謝礼
2 印刷製本費	プログラム、チケット、ポスター等の制作に要する経費
3 会場器具使用料	会場等の使用に要する経費
4 輸送費	楽器等の輸送に要する経費

(第1号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県高等学校文化連盟  
会 長 印

年度高等学校文化活動推進助成費補助金交付申請書  
( 事業 )

このことについて、次の金額を交付していただきたく、高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

(第4号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県高等学校文化連盟  
会 長 殿

山梨県教育委員会  
教育長 印

年度高等学校文化活動推進事助成費補助金交付決定通知書

( 事業 )

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度高等学校文化活動推  
進助成費補助金( 事業)については、高等学校文化活動推進助成費補助金  
交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付します。

補助金交付決定額 金 円

(第5号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県高等学校文化連盟

会 長

印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 高等学校文化活動推進助  
成費補助金( 事業 )については、次のとおり請求いたします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額	既 概 算 交 付 額	差 引 額 - =	今回概算 請求額	備 考

3 概算払いの理由

4 支払の方法

口座振替

指定金融機関名

振替先銀行名

預金種別(当座・普通)

口座名義

NO.



(第8号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県高等学校文化連盟  
会 長

印

年度高等学校文化活動推進助成費補助金実績報告書  
( 事業 )

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度高等学校文化活動推進  
助成費補助金について、高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱第9条の規定に基づ  
き、次のとおり関係書類を添えて報告します。

(第11号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県高等学校文化連盟  
会 長 殿

山梨県教育委員会  
教育長 印

年度高等学校文化活動推進助成費補助金の額の確定について  
( 事業 )

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました 年度高等学校文化活動推進助成費補助金については、高等学校文化活動推進助成費補助金要綱第10条の規定により、次のとおり確定します。

補助金確定額 金 円

(第3号様式)

収 支 予 算 書

収 入

科 目	金 額	備 考
合 計		

支 出

科 目	金 額	備 考
合 計		

(第10号様式)

収 支 決 算 書

収 入

科 目	金 額	備 考
合 計		

支 出

科 目	金 額	備 考
合 計		

(第6号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県高等学校文化連盟  
会 長

印

年度高等学校文化活動推進助成費補助金変更承認申請書  
( 事業 )

年度高等学校文化活動推進助成費補助金について、次のとおり補助事業計画に変更を生じたので承認願いたく、高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 変更補助申請額    | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の補助対象経費 | 金 | 円 |
|   | 変更後の補助金申請額 | 金 | 円 |
|   | 既交付決定額     | 金 | 円 |
|   | -          | 金 | 円 |
| 3 | 変更事由及び理由   |   |   |

(第7号様式)

番 号  
年 月 日

山梨県高等学校文化連盟  
会 長 殿

山梨県教育委員会  
教育長 印

年度高等学校文化活動推進助成費補助金承認決定通知書  
( 事業 )

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度高等学校文化活動推進助成費補助金については、高等学校文化活動推進助成費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり変更して承認します。

補助金変更交付決定額 金 円

